平塚市新規就農者家賃支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、意欲ある農業者を確保するため、収入が安定しにくい新規就農者に対して、居住する住宅の家賃の一部を補助するため、平塚市新規就農者家賃支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和５４年規則第４号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　補助金の交付対象者（以下「対象者」という。）は次の各号に該当する者とする。

（１）　本市の住民基本台帳に登録があり、市内に居住している者

（２）　平塚市が認定する認定新規就農者である者、又は認定農業者のうち、認定新規就農者として市の認定を受けた日から５年以内である者

（３）　前年の農業所得が５５０万円未満の者

（対象者からの排除）

第３条　前条の規定にかかわらず、市長は、平塚市暴力団排除条例（平成２３年条例第９号）第８条に規定する必要な措置として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員に該当するものは、対象者としないものとする。

２　市長は、申請者が前項各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

３　市長は、必要に応じて、申請者が第１項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（対象経費）

第４条　補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、自らの生活の本拠となる賃貸住宅一軒の家賃とし、補助金の交付決定のあった月から、対象者が認定新規就農者に認定された日が含まれる月の翌月を開始日として６０か月までのものとする。

２　前項に掲げる家賃には、共益費、管理費、駐車場利用料を含めることができるものとする。

３　対象者及び同居する者が、本補助金以外の家賃に係る支援を受けている場合は、その支援金額を差し引いた金額を対象経費とする。

４　消費税及び地方消費税は対象経費に含めないものとする。

（補助額）

第５条　補助額は、対象経費の２分の１以内、月当たりの限度額を３万円とし、予算の範囲内とする。

２　補助額に千円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第６条　規則第５条の規定による補助金の交付申請は､平塚市新規就農者家賃支援補助金交付申請書（第１号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする｡

（１） 賃貸借契約書の写し

（２） 本市の住民基本台帳に登録があることを証明するものの写し

（３） 平塚市認定新規就農者認定証の写し

（４） 前年の農業所得を確認できるものの写し

（５） その他市長が必要と認めるもの

（交付決定）

第７条　規則第７条の規定による補助金の交付決定の通知は、平塚市新規就農者家賃支援補助金交付決定通知書（第２号様式）により行うものとする。

（経費の変更等）

第８条　経費の内容の変更等の事由がある場合、補助金の交付申請を行ったものは、規則第８条第１項の規定により、速やかに平塚市新規就農者家賃支援補助金変更・中止・廃止承認申請書（第３号様式）により市長に申請し承認を受けなければならない。

２　内容の変更の承認を申請する場合においては、第６条の各号に掲げる書類のうち、変更された内容を確認するために必要なものを添えて行うものとする。

３　変更・中止・廃止の申請がされた際には、市長は速やかに、平塚市新規就農者家賃支援補助金変更・中止・廃止承認通知書（第４号様式）によりその決定内容を通知するものとする。ただし、既に補助金の交付の決定がされているときは、平塚市新規就農者家賃支援補助金交付変更決定通知書（第５号様式）によりその決定内容を通知するものとする。

（状況報告等）

第９条　市長は、必要があると認めるときは、対象者から対象経費に関し報告を求め、又は調査をすることができる。

（実績報告）

第１０条　規則第１１条の規定による実績報告は､交付決定を受けた年度ごとに当該経費の支払終了後に平塚市新規就農者家賃支援補助金実績報告書（第６号様式）に必要な書類を添えて、支払完了の日から３０日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の３月３１日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第１１条　規則第１２条の規定による補助金の額の確定の通知は、平塚市新規就農者家賃支援補助金額確定通知書（第７号様式）により行うものとする。

（補助金の請求）

第１２条　前条の規定による補助金の額の確定通知を受けたものは、市長の指示に従い補助金の支払を請求するものとする｡

（補助金の取り消し）

第１３条　市長は、規則第１３条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１） 規則又は本要綱に違反があったとき

（２）　不正な手段により補助の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき

（３）　補助金を他の用途に使用したとき

（４）　死亡等により家賃の支払いを完了する見込みがないとき

（５）　調査を拒否し、又は妨害したとき

（６）　その他市長が必要と認めたとき

２　取り消しの決定の通知は、平塚市新規就農者家賃支援補助金取消決定通知書（第８号様式）により行うものとする。

（補助金の返還）

第１４条　前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて一部又は全部の補助金を返還させることができるものとする。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、補助金を交付することについて、必要な事項は、別に定める｡

附　則

（施行期日）

１　この要綱は､令和４年４月１日から施行する｡

（有効期限）

２　この要綱は､令和８年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第７条の規定により決定された経費については、同日後も、なおその効力を有する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、決裁の日から施行する。

附　則

　　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、決裁の日から施行する。